1　三百八十八億六千四百万円（三八、八六四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、新・再生可能エネルギー庁（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が(c)計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(e)　借款の未支出残高に対して年〇・一パーセントの率で手数料が課されることになる。

3　(1)　(2)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(3)　借入人に供与される借款の元本の償還及び利子の支払並びにその他それらに係るいかなる課徴金の支払も、エジプト・アラブ共和国財務省により代表されるエジプト・アラブ共和国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、借入人が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してエジプト・アラブ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためエジプト・アラブ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　(1)　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国において供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する会社が支払う個人所得税及び法人税を除くいかなる税も、調達手続に基づいて容易に判断できる税（主要な供給者、請負業者又はコンサルタントと借入人との間の直接契約によって計画の実施に必要な最終の生産物又は役務に係る関税及び付加価値税を含む。）である場合には、借入人によって支払われることを確保するために必要な措置をとる。

9　エジプト・アラブ共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びエジプト・アラブ共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十五日にカイロで

エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使　石川薫

エジプト・アラブ共和国
国際協力大臣　ファイザ・アブルナガ閣下
（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十五日にカイロで

エジプト・アラブ共和国
国際協力大臣　ファイザ・アブルナガ
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使　石川薫閣下

○外務省告示第三百三十九号

平成二十二年六月三十日にハノイで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二十億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　坂場三男在ベトナム大使

ベトナム側　ファム・ホイ・グエン天然資源環境大臣

平成二十二年七月十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百四十号

平成二十二年六月三十日にベオグラードで、乳がん早期発見機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセルビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　乳がん早期発見機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億三千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　角﨑利夫在セルビア大使

セルビア側　トミッツァ・ミロサブリェビッチ保健大臣

平成二十二年七月十四日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　埼玉県飯能市大字原市場字柳瀬一八一の二、字山下一八六、一九二、一九三の一から一九三の三まで、一九四から一九八まで、一九九の一、二〇〇、二〇七の一、二三一、字肥沢二三二、二三三の二、二三四から二三六まで、二三八、二三九の一、二四〇、二四一の一、二四二から二四五まで、二四六の一、二四六の二、二四七から二五一まで、字房ケ谷戸三一一、三一二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）